

「骨子案」から「素案」への修正に関して

「地域福祉計画（骨子案）」の計画書の構成を検討した結果、次のような考え方にもとづき、修正をおこない、健康・福祉分野の基幹計画としてより充実した内容で「素案」を作成しました。

◆「Ⅱ めざす姿」について

「めざす姿」は現行計画を踏襲していますが、「基本的な考え方」については、昨年度策定された総合計画の基本理念（「安心」「健康」「快適」）をふまえて、文章のなかに盛り込みました。

◆「Ⅲ 戦略プラン」について

健康・福祉分野で特に重要な課題となっている事柄について、解決に向けた取組が焦点化され、各個別計画で横断的に取り組みながら進めていく方向性を打ち出すように修正しました。

また、総合計画の基本理念などとも関連することから、「Ⅱ めざす姿」の後に配置しました。

◆「Ⅳ 基本方針」について

地域福祉計画が健康・福祉分野の基幹計画であることから、各個別計画で展開される施策などの方向性を打ち出すために、庁内の関係各課で検討したうえで新たに章を起こして追加しました。

これにより、基幹計画である地域福祉計画と健康・福祉分野の各個別計画が、**方針や施策の内容〈何を目指して何をするのか〉**に関して、基本方針－施策という形でつながるようになりました。

◆「Ⅴ 地域福祉に関する施策」について

基本方針の「健康づくり」から「子育て支援」については、個別計画で定められる施策につながりますが、基本方針の「地域福祉」につながる施策については、この章で掲載しました。

◆「Ⅵ 実現に向けて」について

「骨子案」では「基本目標」となっていた本計画の柱となる重要な内容です。本計画を推進し、実現していくための、いわば“エンジン”となる内容でもあります。

これらの点をふまえて、新たに作成した体系図において計画全体を支える位置づけが明示されるように表現しました。

そのうえで、**進め方の内容〈どのように進めていくのか〉**が明確にされるように、新たに「実現に向けて」として章を起こして、内容を整理しました。

なお、「実現に向けて」については、社会福祉協議会が現在策定中の「地域福祉活動計画」につながるよう記載しました。

■参考：「総合計画」と「地域福祉計画」と「各個別計画」の関係

